

成果連動型民間委託契約方式推進交付金公募要領（二次募集）

1 目的

成果連動型民間委託契約方式推進交付金（以下「本交付金」という。）を、「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」（令和2年3月27日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）（以下「アクションプラン」という。）が定義する成果連動型民間委託契約方式（以下「PFS」という）（ソーシャル・インパクト・ボンド（以下「SIB」という。）を含む。）を活用する地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。））又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合（以下「地方公共団体等」という。））に対し交付し、事例を蓄積することにより、地方公共団体等におけるPFSの一層の普及を図ることを目的とします。

2 交付対象となる経費

PFS事業における委託費のうち、設定した成果指標の改善状況に応じて委託費が変動する部分（以下「成果連動部分」という。）及びアクションプランが定義するSIBによるPFS事業の実施時に必要となる、受託者が資金提供者から資金調達するにあたり発生する経費部分（以下「ファイナンス部分」という。）（※）とします。

※想定される対象経費例

- ・ 特別目的会社（SPC）を設立する場合の諸費用
- ・ 信託契約を行う場合の手数料
- ・ クラウドファンディング等により資金調達する場合の私募手数料
- ・ 資金調達にあたり必要な契約締結にかかる弁護士、司法書士等費用

3 交付対象とならない経費

(1) PFS事業の実施に関連のない経費

(2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 ※

（※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいいます。）

(3) PFS事業以外にも利用可能な汎用性の高い備品に係る経費

(4) ファイナンス部分にあつては、資金提供者に対する利払いや償還相当分及び受託者の人件費

4 補助率・補助限度額

補助率は、2分の1とし、1件あたりの上限は、1,000万円とします。

ただし、S I BによるP F S事業を実施する場合は、1件あたりの上限を2,000万円とするとともに、その際のファイナンス部分の補助率は、10分の10とし、その上限を、500万円とします。

また、申請額は千円単位とします。

5 対象事業（応募要件）

地方公共団体等が実施するP F S事業であつて、以下の全てを満たすものを本交付金の交付対象事業とします。

- ・ P F S事業を令和3年度に開始し、令和5年度末までに終了すること。
- ・ 成果連動型民間委託契約方式共通的ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を踏まえたものとなっていること。
- ・ 支払上限額がガイドラインに基づき算出した社会的便益を下回るよう設定すること。
- ・ 新しく始める事業であること
- ・ 本交付金の交付対象となる経費に対して、他の国の補助金等の交付を受けないこと。（※本事業の交付対象外の経費に対し、他の補助金等の交付を受けることは差し支えありません。）
- ・ ファイナンス部分の補助を申請する場合、民間事業者に対し、S I B手法の活用可能性を確認していること。また、ファイナンス部分の支払が固定支払によりなされていること。

6 交付までの流れ（P F S事業開始までの今後のスケジュール（予定））

6月10日 公募開始

事前相談等（9（5）参照）

7月30日 本件公募締切・事業計画書等の提出（地方公共団体等）

8月 本件公募審査の実施。結果通知（内閣府）（予定）

9月 交付金交付申請（地方公共団体等）（予定）

交付金交付決定（内閣府）（予定）

7 交付金交付決定を受けた地方公共団体等の責務等

交付金交付決定を受けた地方公共団体等（以下「補助事業者」という。）は、

P F S 事業の実施及び交付される交付金の執行に当たって、以下の条件を守っていただきます。

(1) 事業の適切な実施

補助事業者は、交付要綱を遵守し、P F S 事業全体の進行管理、P F S 事業成果の公表等、P F S 事業の推進全般についての責任を負っていただきます。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

(2) 内閣府が指定する評価事業者による成果評価等への協力及び必要書類の提出等

補助事業者は、内閣府が指定する評価事業者による、事業実施状況の把握、事業の成果評価、総括評価が適切かつ確実にできるよう、情報、書類の提出など、必要な協力を行ってください。

(3) 交付金の経理

ア 補助事業者は、交付を受けた交付金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令等に基づき、適正に執行してください。

イ 補助事業者は、P F S 事業とそれ以外の活動に係る経理を明確に区分しておく必要があり、P F S 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、この収入及び支出についての証拠書類及び関係資料を整理し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しておく必要があります。

ウ 補助事業者は、交付金の経理状況を常に把握するとともに、交付金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果が挙げられるように経費の効率的使用に努めてください。

8 P F S 事業内容やその成果等の報告及び公表

P F S 事業内容や進捗状況等について、内閣府が実施する調査又は情報収集等に協力していただきます。また、P F S 事業成果及び交付を受けた交付金の使用結果については、P F S 事業終了後、交付要綱等に基づき必要な報告を行っていただきます。その他、成果連動型事業推進室は、あらかじめ補助事業者にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

9 事業計画書の作成及び提出等

本事業への応募を希望する地方公共団体等は、以下の(1)の事業計画書を作成し、(2)の添付書類と併せて、提出期限までに電子メールにて御提出ください。

- (1) 事業計画書
- (2) 関係する添付書類
 - ア 成果水準書（仕様書）（案）（必須）
 - イ 契約書（案）（必須）
 - ウ 上記ア及びイを除く、その他の公募関係書類（任意）
 - エ その他事業に関係する書類（任意）
- (3) 提出期限
令和3年7月30日17時（必着）
- (4) 提出先
問い合わせフォーム（<https://form.cao.go.jp/keizai2/opinion-0008.html>）から御確認ください。
- (5) 事業内容についての事前相談及び本交付金の内容・事業計画書の作成等に関するお問い合わせ
本交付金への申請について、事前相談を受け付けます。申請後の問い合わせや追加資料提出等の対応に係る事務負担の軽減を図るため、応募に際し、事前に御相談いただくことを強くお勧めします。
事前相談を御希望される場合、また、本交付金の内容・事業計画書の作成等に関するお問い合わせについては、問い合わせフォーム（<https://form.cao.go.jp/keizai2/opinion-0008.html>）にて御連絡ください。受け付け後、成果連動型事業推進室から御連絡します。なお、3日（土日祝日を除く）以上経過しても成果連動型事業推進室から連絡がない場合は、お手数ですが成果連動型事業推進室（TEL 03-6257-1168）までお問い合わせください。来訪によるお問合せは御遠慮ください。
- (6) 事業計画書等の提出に当たっての注意事項
 - ア 事業計画書は、別添様式に記載された項目が網羅されていれば、様式は、問いません。
 - イ 事業計画書の虚偽の記載、不備等がある場合は審査対象外となる場合があります。
 - ウ 事業計画書の作成及び提出にかかる費用は、応募団体の負担とします。
 - エ 提出書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用いたしません。

10 審査

(1) 審査の手順

提出された事業計画書等について、成果連動型事業推進室において(2)の審査の観点に基づき審査を行った上で、予算の範囲内で、交付金の交付対

象候補となる地方公共団体等を内閣府政策統括官（経済社会システム担当）が選定します。

なお、審査の過程においては、必要に応じて事業計画書等の内容についてヒアリングさせていただく場合があります。

また、5の応募要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外します。

（2）審査の観点

ア P F S活用の有効性

- ・ P F Sの特徴等を踏まえた事業内容となっているか。
- ・ S I Bによる P F S事業の場合は、その手法を活用する必要性（リスクマネーの必要性が高い規模であるか等）が高いものであるか。

イ 事業内容の妥当性

- ・ 事業内容について、共通的ガイドラインを踏まえたものとなっているか。
- ・ より良質なエビデンスの蓄積につながる適切な成果評価の方法が設定されているか。

ウ 新規性等

- ・ 対象とする行政課題や事業目標、実施体制等について、先導的な事業としての先進性、新規性があるか。

エ 実現可能性

- ・ 民間事業者との対話や、地方公共団体等での意思決定、議会での審議が行われているなど、実現可能性は高いか。

オ 横展開の可能性

- ・ 事業を実施することで、当該 P F S事業に係る情報や知見が他の地方公共団体等が P F S事業を実施しようとする際に有益なものとなるか。

（3）審査結果の通知

審査の結果、本交付金の交付対象候補となった地方公共団体等には、採択通知書を発出します。

採択通知書の発出に当たっては、審査結果に基づいて、交付申請等に当たり内容を修正すること等の条件を付すことがあります。

なお、採択通知書は、交付金交付の候補者となった旨知らせするものであり、交付金の交付は、別途、必要な手続を経て正式に決定されることとなります。

（4）留意事項

ア 交付金の交付候補者については、P F Sポータルサイトにて公表します。

イ 審査内容については、非公開とします。また、交付金の交付候補者の決定に係る審査等の経過、審査結果等に関するお問合せにはお答えできません。

11 交付決定に必要な手続等

交付金の交付候補者は、国の指示に従い速やかに、成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付要綱に基づき、交付金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書を指定する期日までに提出していただきます。

成果連動型民間委託契約方式推進交付金 事業計画書

応募団体情報		
応募団体の 名称	※応募主体が1つの場合はこちらに記入してください。	
連絡先 (担当者)	部署	
	役職・ 担当者名	
	住所	
	電話	
	メールアドレス	
代表応募団 体の名称	※複数の地方公共団体が参画する場合は代表する団体名をこちらに記入してく ださい。また、代表団体以外の団体は連絡先①以降追加し記入してください。	
連絡先 (担当者)	部署	
	役職・ 担当者名	
	住所	
	電話	
	メールアドレス	
参画団体の 名称		
① 連絡先 (担当者)	部署	
	役職・ 担当者名	
	住所	
	電話	
	メールアドレス	

1. 事業名称

2. 事業概要

※（参照箇所（以下同じ。））内閣府ポータルサイト「PFS 事業事例集」における「事業概要」欄

3. 解決を目指す社会的課題及び定量的なデータ等に基づくその背景

※内閣府ポータルサイト「PFS 事業事例集」における「基本データ：社会的課題及びその背景」欄

4. 目指す成果・事業目標（事業対象者層及び事業終了後にそれらの事業対象者層の目指す状態）

※内閣府ポータルサイト「PFS 事業事例集」における「基本データ：目指す成果」欄及び「基本データ：サービス対象者」欄

5. 成果指標（案）及びその設定の考え方

※内閣府ポータルサイト「PFS 事業事例集」における「基本データ：成果指標」欄及び「事業詳細：エ「評価手法 ①成果指標の設定」

6. 事業期間及び評価時期

※内閣府ポータルサイト「PFS 事業事例集」における「基本データ：事業期間」欄及び「事業詳細：ウ「事業スケジュール」

7. 成果指標の改善状況の成果評価の方法

※内閣府ポータルサイト「PFS 事業事例集」における「事業詳細：エ「評価手法 ②評価方法」

8. 事業者選定方法と選定スケジュール

※内閣府ポータルサイト「PFS 事業事例集」における「基本データ：事業者選定方法」欄

9. 想定される介入方法（案）及び本事業の民間事業者の事業活動に要する費用（※民間事業者の事業活動に要する費用の妥当性を示す資料を添付すること。）

※共通のガイドラインにおける本項目掲載ページ（※19 ページ「2-5 支払上限額の決定」解説部分）

10. 事業予算（成果連動部分、固定支払部分（ファイナンス部分含む。）の内訳含む）及び支払条件

※内閣府ポータルサイト「PFS 事業事例集」における「基本データ：契約金額」欄及び「事業詳細：オ「支払条件」

11. 交付金要望額

12. 国の補助等の活用予定の有無（活用を予定している場合は、活用予定の補助金等及び活用方法）

13. P F S 事業効果

※共通のガイドラインにおける本項目掲載ページを参考に、社会的便益の創出効果について、定量的な金額を記載。この際、支払上限額（10.の事業予算の総額）が社会的便益を下回ることに留意すること。

14. ファイナンス部分の補助を申請する場合は、民間事業者に対し、S I Bの活用可能性を確認していることを示す書類を添付すること。この際、資金提供者への返済額が成果指標の改善状況に連動するものであることに留意すること